

公益信託 原学園ナイチンゲール奨学基金 2025 年度 第 34 回奨学生募集要項

本基金は、原学園関係者の皆様からのご資金のご提供により福岡県内の看護学校に在籍する学生に対して奨学金の給付を行い、社会有用な人材の育成に寄与することを目的として平成 3 年 10 月に設定された公益信託です。

1. 応募資格	(1) 2025 年 4 月現在、福岡県内の看護学校に在学する学生（大学院生は除く）学年は問いませんがご推薦は 1 校 1 名とさせていただきます (2) 学業、人物ともに優秀であり、かつ健康である者 (3) 経済的な理由により修学困難な者
2. 採用予定人数	3 名
3. 奨学金の 支給月額・ 支給期間・ 支給方法	(1) 支給月額：25,000 円（返還不要） (2) 支給期間：2025 年 4 月から正規の最短修業年限又は 3 年間のいずれか短い期間とします。 (3) 支給方法：原則として毎年 4 月・7 月・10 月・1 月に 3 カ月分を口座振込の方法により支給します。奨学金振込口座届により、奨学生個人名義の銀行口座をご指定ください。
4. 応募書類	(1) 奨学生願書 (2) 在学証明書 (3) 推薦書（学校長による） (4) 学業成績証明書（新入生については入学前の学校の成績証明書又は入学試験の成績表） (5) 本人および生計を一にする家族全員の年収を証す書類（源泉徴収票等）（コピー可） (注) 応募書類は採否に関係なく返却いたしませんのでご承知おきください。
5. 応募書類締切日	2025 年 5 月 16 日（金）（同日消印有効） 学内締切: 4 月 25 日（金）17 時
6. 選 考 及 び 選考結果の通知	(1) 奨学生願書、推薦書等に基づき、本基金の運営委員会において選考します。 (2) 選考の結果は、本基金の受託者より推薦校の学校長あて書面で 7 月頃（予定）に通知します。
7. 異動の届出	奨学生として採用された者又はその保護者等は、次の各号の一つに該当することとなった場合は、すみやかにその旨を本基金の受託者に届け出てください。 (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき (2) 停学その他の処分を受けたとき (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
8. 奨学金の休止、 停止又は廃止	奨学生として採用された者が休学し、又は長期にわたって欠席したとき、あるいは学業、性行などの状況により指導上必要があると認めたとき、さらに病気などのために成業の見込がなくなったときなどの場合は、その状況に応じて、奨学金を休止、停止又は廃止します。 この場合、受領済みの奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額をすみやかに本基金の受託者に返還していただきます。
9. その他	その他支給方法等詳細については、原則として本基金奨学金支給規則に基づき取り扱います。 尚、採用された奨学生につきましては、この公益信託の受託者より所属校の学校長宛に、毎学年末に奨学生について所定の生活状況報告書を所属校において作成のうえ、受託者宛に提出するよう依頼いたしますので、ご承知おきください。

【応募書類の送付先・問い合わせ先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
原学園ナイチンゲール奨学基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

公益信託 原学園ナイチンゲール奨学基金

設定趣意書

原学園ナイチンゲール基金は、人類の福祉に貢献できる看護教育とその向上を図ることを目的として、平成元年4月に、学校法人原学園原看護専門学校の卒業生並びに教職員等の関係者からの寄付金をもとに設立し、福岡県内の看護並びに看護教育に貢献された方々を表彰してまいりました。

この基金が、関係者の善意に支えられ、一定の資金規模に達しましたことと、看護婦（師）の不足がさげばれている現在の状況とに鑑みまして、看護学校で学ぶ学生及び生徒のうち優秀でありながら経済的理由で修学困難な学生及び生徒に対し奨学援助を行うことを決意致しました。

この奨学事業によって1人でも多くの優秀な看護婦（師）を育成し、看護の向上並びに社会の要請に寄与したいと存じ頭書の公益信託を設定することにいたしました。

平成3年4月吉日

原学園ナイチンゲール基金

会長 石本 茂